源氏男女装束抄

上

763
.S6

Soeki
Genji danjo shozoku-sho
765
S6

# 源氏男女装束抄序

夫鳥獣に羽毛あり草木に花実あり
そのゝ時代をうつりてる人々と
衣裳代以て公武貴賤僧俗都鄙乃
まつりをなし源氏物かたりハ大部の
物なれハ男女装束の事多くされハ
宗碩法印もこれ代抄出してその源氏
を加へ給ひしとも又桃華禅閣も西
何事もしるしくと書出してけれとも同



Freer Gallery of Art
Washington, D. C.
7636

やそれゆへにして愚老畫抄やらん付
もてあそひ給ふ見るにつけても心くるしの
事ハ何ましいつまかしきに壷井義知
官職の故実とるむ乃あまた類聚の
抄出とら書乃くらよかき○とく事をつらゝ
抄あまた代よ手志るしてもあひし
こゝめとくりしのあハかを両よしたゝの
抽ゝてわ代ゝてあそふ人ハまゝあ於ん
たしとよのつしら於表志らくとまゝ於れ

うちわすもたゝんりしおきふみなつれ
説代のへをと皆古き文をかりん合そ
志れまかまゝしまとまるへ人のや
ちうゝつし年も此書とつ鏡んすゝ子
序はくらつきよし有れ紀ハいたひつゝ
くてかく志るし付待ゝとのみし

享保二年正月中旬
千野齋
法眼昌億

源氏男女装束抄上目録

○きりつぼの巻
主位黄袍　白大袿(ウチキ)
○うつせみの巻
濃(コキ)綾単重　二あゐの小うちき
○夕かほの巻
しをん色の衣　まろは指貫
○若むらさきの巻
薄色表着(ウハギ)

山ぶきの衣

○末つむ花乃巻

桜かさね乃うへ志ろきさる

くろき袿　今やう色乃ふるね

紅梅直衣　はくうの細長

○もみぢ賀の巻

直衣乃帯

○花のゑん乃巻

唐綺の直衣　裾を引

おほろづきよ

○あふひの巻

浮文表袴　濃青鈍紙

はなだぞめの帯　鈍色乃直衣指貫

萱草色乃袴　黒紋乃御衣

服者の巻纓

○さかき乃巻

帝御事乃浩紫末　斎宮乃御さうぞく

○すまの巻

縑(カトリ)の直衣指貫　紫苑色の指貫
ゆるし色の黄からきぬ
○まほろしの巻
濃うすき表衣　蔵人乃青色
廷尉(テイヰ)佐(スケ)の赤きぬ
○せき屋乃巻
いろいろの襖(アヲ)

或人問無位の黄袍を着するにハ綾を用らるゝや平絹をもちひらるゝや其間如何　曰西宮記によれハ無品親王及無位孫王ハ綾の袍を用らる無位乃諸臣ハ其姓氏を論せす皆平絹なるへし又延喜弾正式にも凡綾ハ五位以上の朝服に用らるとゆるす六位以下ハ服用する事をゆるさすとあり

# 源氏男女装束抄上

○きりつぼ　入

かうふりし給て御座(ミ)所に出でたまひて
御ぞ(衣之)たてまつりかへて

花鳥
童装束のこれハ赤色(紅葉巻ニ注之)の闕腋(ケツテキ)乃袍を着そ殿上
まうへハ色いろいろなり。元服のこれハ源氏乃
君ハ無位乃人なり。衣服令(フクレウ)に、無位(ヰ)ハ黄袍
西宮記にも黄衣(ワウエ)と見えたり。元服の後ハ縫(ホウ)
腋(エキ)乃黄袍をたてまつるへし

然則無位の諸臣ハ猶平絹なるべし

花鳥餘情曰延喜縫殿寮式無位浅黄也これによりて長和二年三月廿三日の行成記曰新冠両王著黄衣注其浅黄也世称之黄衣権記のおもむきハ縫殿寮の浅黄と緑の色に會釈してせうこれと黄衣と称すとしるされたり

續日本紀曰文武天皇大寶五年閏十二月辛丑制無位朝服自今以後著襴黄衣　愚勘

衣服令曰無位黄袍義解謂裁縫體制一如朝服也　同上

延喜縫殿寮式曰浅黄綾一疋苅安草大三斤八両灰一斗二升薪三十斤帛一疋苅安草大二斤是則黄袍染式也　同上

續世継むらくれ竹の巻曰色ならぬも見え侍るや位なりしもまさぬ深きハ　同上



あれ有しなりけるに無品親王乃服式緑の袍を用る時なり縫殿寮の浅黄に二乃心あり浅き黄とよむ時ハ今文乃黄袍と相違なしなりいさ黄とよめハ緑の色とす也権記乃心なり

篁者敏達天皇六世小野岑守子也承和五年十二月止官配隠岐國七年四

浅黄と日記に侍るなるを。書紀にハ黄なる色の
おぼつかなくて花園の大臣(オトド)に尋ね申けるに。おさ
なくて黄を浅黄とよみけるなりと申し。乃
家の元服の八黄なる衣(キヌ)をそ着るにおよびまじれ
らん。無位乃人ハ黄袍衆これハ小野(ヲノ)たかむらが
源氏より始りて作りける詩にも。一君菊と書
世ハ我をやみ人し。白きかたハかつ色よあり。黄なる
事ハ衣より侍りはじめ侍し。神乃社にも黄かり
ざれど位なき人の衣れおとろへたるへし

月召返六月入京被黄衣以拜謝八年閏九月十九日復本位正五位下然次第昇進至参議從三位

此抄の末ニ太褂ハ衣と同し袴なり裁縫䙝なりとし見へたり

袍○和名抄曰和名宇倍乃岐沼一云朝服○
縫腋和名萬都波之乃宇倍乃岐沼○缺腋和
名和岐阿介乃古路毛

しろきおほうちき

花鳥
褂ハ衣の事なりそれに大小ありおほうちきハ
女かうでハきせぬなり又ハさしぬきなり

○うハせん

これハわかやの単かさねのかめり

花
女房の装束五月五日より八単かさねをとる



この抄ハ紫藤芳紀すも各濃淡のいつまとさゝめかて奈文のかまそらふに衣のらいまにまて紺ま女うへと付かふす第一あれハ装束ハ大つまにこそろくかりめつらん

ほそなかをかさねかさね抱なり
此抄ハ濃うにひとへを着ぞこれといふさうちれまなりごいはかま深きへし河海ま
くまかの濃淡と志かされしるはいう
見えけり

愚
単かさね○女官餝抄曰ひとへかさねあをき
しのをり抱をもおやをき色何紙もおなしかさ
ありてきまりかさねなりをむすり女房
花をつるよりのまなり

小うちきとある時ハ唐衣を云ふにうちきぬはきるものハ小うちきを云ふ例なり

ふたあゐの小うちき

花 二藍ハあゐとべにとをまぜて染るなり

愚勘 小袿(コウチキ)○和名抄ニ曰釋名云袿(ケイ)漢語抄ニ作袿字(ウ)知(チ)岐 婦人上衣(ウハノキヌ)也○女官餝抄ニ曰小うちきのこときぬのうへにきるものなりうちきのうへにあはせぬ表(ウハキ)ぎぬのうへに小うちきをきる小袿ハ中(ナカヘ)部ぎぬの上にきるハ次第に上になるなり [単ハ衣ノ下ナリ]

○夕かほ



草木の文目をあはせて云用ひハ其形と文に用うるなり其形盤繪管形乱文よとろへの好ましきなり

志をんの文ハ雅抄に秋のもやうにて云なり

碩翁ハ花鳥によりて 童女の

志をん文のおりにあひたるを捲乃紫

花 よのつねにハ志をんいろの紫とも云ならひがそなり志をん色の衣にうちものゝ表なり紫苑文とハおりてをいふ表もえさなり是ハ海にいつる所なり [胡曹抄不合]

愚 紫苑色○和名抄ニ曰本草ニ云紫苑注ニ云和名能之(シ)乎(ヲ)ニ俗ニ云之(シ)乎(ヲ)迩(ニ)○胡曹抄曰表薄色裏青

指貫ハすそ濃けさなるの中にまじりて

花 さうらひの童女(ワラハメ)なりかりハおりハひとへ [明星抄ニハ源ノ召ツレ玉フ童ナリ 女トハ非ナリトアリ]

さしぬきと定らるゝ處に于亦下に源語秘訣と引用ひたり蓋明星抄にいへるごとく男童のさしぬきなるべへきなれ

うちぎぬ袙あこめ汗衫かざみ張袴はりばかまなどとらするべし上は男のさしぬきと見えたりめづらしき出立なるべし

愚

女指貫○源語秘訣曰女房のさしぬきとあるはよのつねのはかまなり西宮云走孺(ハシリワラハ)唐衣(カラキヌ)比(ヒ)禮(レ)下濃裳(スソゴノモ)絹指貫(キヌノサシヌキ)云々

或抄云御禊行幸之掌侍(シヤウ)命婦(ミヤウブ)等張袴(ハリバカマ)上着平絹(ヘイケン)指貫如男騎馬供奉云々

西宮のさしぬきとあるも御禊の行幸のときのはかまなり掌侍命婦の馬にのらんがため



薄色といふに八他の色ハいはずて必薄紫といふ織物ハ名目抄のごとし又染色ハ付色といふなり

かりそめに男の平絹のさしぬき見えたり

志ろきうすものゝいろあれたるかうちきなる姿

佗　白きあはせのさしぬきを文のうへにて紋見え（着マウ前ニシス）なるべし

愚

薄色(ウスイロ)○名目抄曰経(タテ)紫緯(ヌキ)白

同上　表着(ウハキ)○女官餝抄曰主人の表着小掛ハ添二重織物なり又曰入ト内々のとき女房五節の童女などの物を着るなり　内裏中下﨟もとなり物

袴は織物ざるなり

山吹色ハ支子(クチナシ)染りやくしてきら法曹至要抄に見えたり

ゆるし色とハ紅も紫にもうすきをいふまたいまやうハあかきこそをいふ今まハ紫のうすきのなる成べし仙幸の名に紫のうすきなりとある

○つゝむさき

やまぶきがされ

箋　うら山吹のかさねハおりて黄うら紅なり花山（胡曹抄同之）

ふきハおもてうすくちば裏黄なり（胡曹抄ニ花山吹ヲ只山吹ト云）

○もゑつむぎ

持たしいろれまりかくうハあかきさる一重（衣ノ色ナリ）

異花　紅のかさねうちきといふなんなり（注上）

おごりなるくろきうちき

花　小掛ハ宮或一人の家ニ〳〵かくハ必二重織物



とこのんにゆるしなるべし異注ニハよく紅のうすきハ黄なむへきものなり

はころいでこそる色なれハ今やうゆるきとの此注心得べし是深紅ハ禁制なれハと是相ゆるさゆるし色と操色のひさろをいへり様の字なりとあり

かりぎぬのよふ表着(ウハギ)さらへに小掛とさる

ず法ハ次才によりまさるをハ退のくとなり

おごりなるくろき掛ハくろききる紙ニ

反し

いまやういろれはゆるしまじく（衣ノ色ナリ）

花　いふやう色とハたくへハこれくまぶ井ふも

にくぞ紅梅りしもあかね半(ハシタ)乃いろまで

はしろいできさる色なれハいまやういふ

といへり大略ゆるし色と同しきなりとゆる

すましくといふハ紅のあかきによりてされハ
禁色にわたるによりていへるなり

愚 禁色○延喜弾正式曰凡諸禁色者惣雖下衣
不聴服用○法曹至要抄曰 紅染事 延長四年
十月九日宣旨云紅染深色可禁制之由去延
喜十八年三月十九日給本様色綃已畢而年
来之間不随様色彌好深染宜重下知従新嘗
会以後一切禁遏○案之件色雖被聴禁色之
輩依此制尚以不著用而不頼之類不知憲法



此直衣ハつやゝか
わかめかる紅梅
あ紅しなりと
明星抄に見え
よりなほも重
てし

明星抄に松殿
の装束抄とて
あひろ中ニ
布袴の事を
花宴乃巻にくハ
しく注せり

恣著用猶従破却可処笞三十科宜決放之
わかしのうへのひとしくこゆやかなり
花 よふいへろいまやういろハさぬをいふなり
此直衣も今座されうたりておなし久
なるといふまや

愚 直衣○禁秘御抄曰聴入立之人定聴直衣其
外侍読聴之不然人不聴之可然人少々聴之
● 紅梅直衣著用之例○明星抄曰松殿装束
抄云法成寺関白直衣布袴紅梅織物直衣紫

聴雑袍と八宿衣直衣にて御前にまいるをゆるす儀なり

織物指貫皆練衣著之。永久三年十一月十四日五節童御覧日 法性寺関白紅梅浮文直衣萠黄指貫皆紅衣○禁秘御抄 醫道 曰後冷泉院御時俊通。雅忠類聴雑袍著紅梅直衣近代無子細参御縁邊者也●此外異色直衣或香色。或象眼直衣或無襴直衣等也 定式直衣有差別以事次記於此○桃花蘂葉曰童之時白浮織物直衣 文小葵 裏濃紫也元服之後白志々良綾 文浮線綾丸 裏平絹染色随年齢若年之時紫次薄色或半次浅色

黄 有浅深 老者用無志々羅白綾或平絹裏ハこつきゝ平絹白也。夏穀文 童時又同之 下三重襷 三上 色又随年齢 紫。薄色浅黄 老者生單張平絹或著用無文薄物也

むりんのはくゝれかそかず

花 さくらかさねハ面もしろくうらハあかくすはうなり 胡曹抄説上不合

細長ハ幼少乃貴女の着もる物なり河海説なり

愚 櫻○胡曹抄曰表白裏蒲萄又一説裏赤花

同 細長○女官餝抄曰童麻上も細長とさうなり

細長身一幅袖左右各一幅よして身乃長四尺四五寸袖の長丁尺六七寸也よし公賢公日記にみへたり

真菜とハいろハ喰初のまなり鯛とをゆうる由なり

皇太子幼童乃時被着之白織物也。水源云未通女乃まうち袍かりかりさねのくびきれやうにそく三そゝぐりのものかりぞられども可然人ゑしハ君しうち女御参れどたをしかしても着用ゐるなりぞくゝめく純とはくるかり○女房装束抄ニ曰建暦元四十姫君真菜姫公白重織物細長同織物小袖二重用細長之時ハ不用袙袴等是先例也

○ともみちの賀く



夏冬ハ御かハりの末摘の巻ハ注にくはしくゐるせりと実に久るハてゝ夏ハ色ゐ乃第のるするゝ

えびハ中ねのなりけり乃御かへしよりゐていろかしと

聴直衣人むかしハ直衣乃ことれど常に用ひさるなり今の世ハ　主上の御常御にハ直衣乃これと用ひる夏れる御かハ二藍或ハ花田年によりて着ゐと源氏ハ宰相中将なれ二あゐの色なり頭中将ハ年八両おゝりされど大位ひさゝによりてあかれ二藍の直衣を着用ゐべし

直衣には下かさねを用ゆる時は袴必指貫なりといふを直衣布袴といふ下の注にみえたり

愚
帯○桃花蘂葉曰下襲の切を用るなり故冬ハ
浮線綾の文乃綾白堂裏ハ遠文立菱濃打也（諸家ハ横菱也）
夏ハ縠立菱藕芳染也源氏物語乃所見は直
衣の切を常に用られしにやとそ直衣をゆる
人ハ狩衣の切を用でさうりや
○花ちえん
はくちゃうのさ乃手かをしえひ波乃下か
さね
箋
かうのさハ地ハ何色にても文ハ多く丸糸
かしハ一つ多えても織物なり唐織物。
二重織物のおとし唐装束にく着するとき
ハりぞきハ下かさねのぞくへ乃袴なとにもかうう乃
綺を用るなりさくらちかうの綺ハ表にも紀
うらのさにすはうろうろを付るなり

唐装束深下重あくハ丁日晴まてかさねて用ゆる事あり晴日用ひ

愚
綺○和名抄曰蔣魴切韻云綺似錦而薄者也
注云虚彼反俗云岐一云於利毛能又一訓加
無波太
同
唐装束事○桃花蘂葉曰土記云永秉五年申

くろと含日又用ひらきしに入て雜ちうおして

象眼とハうにものといへり

殿云五節間少將被著唐綾装束直衣如何仰云至于直衣者可用和綾三條院御時親王兩人入座故殿棧敷被著象眼直衣時人稱未見由加之唐人來著龍池見物之比必事也

しりいとかゞりひきて

〔弄〕しりハ裾なり裾ハ衣のすそをいふなり常ハ袍ゟ指貫して下ハかさねをひきぬるをハ布袴といふ上下用之直衣乃布袴ハ依時依人事也

帶ハ丸鞆なりけるひハ革帶ともいへる晴乃



裾の長短ハ官位尊卑ハ威儀各其程くとのへる形制なり但職によりて定法を減せらるゝ事もあるなり

時らまとさゑの野太刀ゑるなり

〔愚〕裾○和名抄曰陸詞云裾衣下也注音居和名古呂毛乃須曽一云岐沼乃之利

〔同上〕いとかゞりひきて ● 裾之事依官位有長短延久二年符宣建暦二年新制寛喜三年制符等有之依代寸法不同○餝抄曰大臣ハ一丈四五尺大納言ハ一丈二三尺中納言ハ一丈二尺參議ハ八尺四位ハ七尺歟但近年無存寸法之人只以長爲先且又隨人高下可斟酌其長短歟後

或人問布袴の狩宿衣或直衣に下重指貫を用ゐるは布袴の名とゆるのは何曰しかしく布の袴を用ひたり後とゆるをなく次才に綾絹乃指貫と成て実なく成るへし西宮記曰舊例上下布袴を着るを近代綾絹を以て袴となくしたり

堀川院御時雖被定寸法不拘制法

同上 布袴○桃花蘂葉曰常袍ニ着下襲指貫是を布袴といふ著用之事ハ可随先規也布袴乃時ハ無文丸鞆常野釼を常とすへし文治三年十月の御記にも見えたり又布袴ハ不帯釼事もあるなり又云直衣布袴と云ハ直衣ニ下襲指貫を着する事あり源氏物語にもみえたり避近之事也

あされたる大きみそてゝ



おほさきハ王の字なり大人のするをいふところなりと見え花ゐるにみえたり

童女の打袴表ノ袴をきる時を上にハ汗衫にハさ泊を着るへし

花 袍はけしめさを着し裾をひくハよのつねの事なり直衣に裾をくくるハ志どけなき出立ちをいふへし。ゆるされたるハさ直よりとふそのたくろたくハさるへし

○あふひ

うゑもんのうへのきぬのそうには

童女ハ晴の時ハ打袴乃上ニ表袴をこゝろうゑ（紅打濃打アリ 但童ハ濃打ナリ）もんハ窠霰あり。為常ハうへの袴ならど

愚 童女表袴○西宮記曰斎宮斎院童女総角者

あをきすびの紙等の小そめうかく此二書ハ岱ヶ東抄不載へりきたりものなり

麹塵汗衫半臂下重表袴白柝帯　若菜ノ下巻ニ

あをにびをすびのこと

花田にあをを字あましわる色なり

青鈍○胡曹抄曰花田のこき色なり

むらさき乃小そめるのこと　小そめうハ色の下のこさを云

むらさきハ..いつさかう乃入さるいろなりぶバめ..

はいつきを服者の用る色なり

鈍○胡曹抄曰御説ウツシ花ニテ染ナリ又云　東山左府

花田染也又或云青花墨ヲ入ナリ



あびいろハ本名様なり其染色鍋のこしなは　あびをれ名と　いろきや又うつし花とくいろハ後のすなへし　舊記所見なし

中将君すびくをあ重衣さしめさうすきうにに衣

ぐんしく

花　中将の君姉妹乃服三月いとあさる也鈍色乃重衣ハ平絹冬ハ練裏あり夏ハ生ぢしあり

ぱしめさハ夏冬同し鈍色ハ移花をてうめるありうちろうとは十月乃更衣の次よりいろを

うすくするなり

愚　鈍色○服假間事曰著服者可用鼠色其色以墨染之或入移花於墨

萱草色も凶服に用る文あり又嵆康養生論ニ曰萱草ハ忘憂ス

くわさかさねくハはうゑのそうめ

花 萱草(クハザウ)色ハ柑子(カンジ)色と大略おなし。文ハ藍に穫芳 永記ニ云柑子色ハ黄色ナリ

木だうさを入てはなるよし見えたりかな記

絵おさにハ少し黄いろのましいろなり

愚 汗衫(カザミ)○女官餝抄ニ曰かざミハうらうへ乃かさり 繪合巻ニ見エタリ

きるなり。童女乃きる衫也

同上 萱草○和名抄ニ曰漢語抄ニ云和須禮久佐(ワスレグサ)

むかしのうへ人ハなぞらへすびいろの下重ゑい 纓

すべしもんへか



服者の巻纓ハ常乃巻纓とおなし

花 無文乃袍ハ夏ハ縠(コメ)冬ハ平絹いろハ凡常の袍也

おなし。冠も無文巻纓(ケンエイ)服者ハさゝまわるいて

ミちなり

愚 纓○和名抄ニ曰唐韻ニ云冠纓注ニ於盈ノ反俗ニ云纓

尾(ト)○後愚昧記ニ曰素服(ソフク)之時無文ノ冠ニ巻纓

○はうゑ

無文拜賀の日津門乃ほ投らうぞく 此一行本文ニアラス硯公羽カ心ヲアグ

常の衣をぬぎて帛(ハク)乃はう装束にあら

ためらるゝなり

帛ノ御衣著御の時ハ無文の冠まゐる御幘と申ハ無文乃冠と着御しのぶ御幘ハ御冠の巾子乃ねまかへる所にむすぶなり御髪のもとよりすへにて止し給ふまゐる

愚 帛○和名抄曰説文云帛薄繒也注云蒲角反俗云波久乃岐奴○胡曹抄曰帛御服神事之時著御夏生冬練張○日本紀略曰大小諸神及季冬奉幣諸陵則用帛衣○江次第曰斎王群行之時御装束注云先例御大内之時者著給帛御衣○餝抄曰帛御装束著御事御大内之時一度召御装束行幸里第之時先令著御尋常御装束於小安殿召改帛御装束

同日斎宮乃御はくそく　此一行亦頑翁カ心ヲアク



かとりさハうほさすゞしとなり衣の表衣衣れハ花田色なり指貫をいましハ衣多くハかさね行り多き年齢

うち袍の地ずりから衣めそめ乃裳を着らるよ

愚 齋宮御装束○江次第曰齋王著羅地摺袷襠長袖同目染裳著王髪依未成人不可上髪釵又御乳母可奉抱也

○次麿

発 かゝる折は御しのびしわざ年ゝ緒のかよしなり。ある衣さしめ紅の色に多ゝ夜狀ハ直衣年齢ふりてうすきめいさ

にさしぬきは
ひろハ花田色
にして夏ハさし
ぬきなり此間
諸居の人々かれ
各無文成へし

紫苑色河海に
花色と二説
區々なれと
さて河海は蘆
あふに河海抄
しをん色は指
貫とあるこれ

黄なり冬是白なりけしぬきも夏に
もまゝもちつきたる浅黄深にかはるなり
愚 奴袴○和名抄曰楊子漢語抄云奴袴和名佐
師奴枳乃波賀萬○餝抄曰奴袴色浅深随年
依官可斟酌也
しをんあやのかりきぬなる時は衣しをん色なり 表薄色裏青
たてまつりてあまやかなる御ぞかし
花 河海には紫もしをんは衣に紫苑色なりさし
ぬきとのせらまたうさも見えへし又紫苑

本文の初めつかた
ひとつにして
行かへし雅楽の
指貫の節に紫の
花色ハ常にかはる
ものにかはりを
秋乃初に至る
おなりきみたり

色を同しく御さしぬきのいろといふもんに桐
遠有つけてぞきぬの色くとかきたまふ
まるなかなりふさやかなる御直衣ハ夏の直衣
地ハ年ゝ縮乃無文まて色ハかはりて色ハしをん 直衣の色に不審
花田年齢にもよるなりやはた花田なる色
色乃ふかきをこまやかなるといふ也べし
愚 夏の直衣深色乃事。此書所くれ本注一下
准なるやうにみえたり。異花の説ハは
うそいろ浅黄なり。花鳥餘情乃浅説には

紫苑色ハ表薄色裏青也衣の単衣に裏なけれハ紫苑色ともいくれいりん

上のおなし文に若木乃桜わつかに咲初てとあれハ指貫ハさくら色のなりけり

紫苑花田又二色ありといへとも色ありといふ又桃花
蘂葉にハ紫薄色浅黄との也なり
又或装束抄乃不見二藍紫次ハ濃花田薄花
田とも見えたり家々名目各別なりと
いへとも皆一同なる色なし
山がつめきて檜皮色なる衣さハやかなるに（一本 黄カチナルヨアリ）
あをすまひの御指貫ちやうやつして（一本 狩衣指貫ヨアリ）
ゆるし色のうちきにあをすまのけしきぬ（花）
こいゑんとてかやうにくれぐれ二ツの色を



一本ゆるし色の黄からなるとハ紅の色れさめさまざま諸居の間にもやりまさせらひさうを衣裳まで行せり

一本あをすまひの狩衣さしぬきとも花田色のはなめ

いふしてのちに衣裳乃名をいろいろせり。按る
にゆるし色ハうすき紅をいふなり。あをすまひも
花田に青き気乃まじれる色なり。一本ニ
ゆるし色梔黄がちなるとありうすきを紅
乃黄なるかたによれるをいふ也三善清行
請禁深紅衣服奏議云但浅紅軽黄未及火色
者不在制限云云　黄がちなるとハ此事なり
河海に黄衣の紋文にむられたるハあやまり
ゆるしなり又一本にいろをすびの乃かりぎぬさし

てまゐひいろ
ろやうに放ちら
なるへし

との宗文に於
朶の深みどり
なる中に花紅
紫あるちらし
さらとひふるにて
紫末のいろく
うくかくなり

位袍の深式皆
袍乃うらそれ
ぞの法に
なり

めでたくけり御衣をかりこされこかくさうへうろ
もくりおほきんへれおしきなり
○凡ほにくし
うへのきぬてきらうすさかひとてしれ
花 むらさきともあをも縁色くろねにりて
浅深にあるをいふ
愚 袍○衣服令曰一位深紫衣三位以上浅紫衣
四位深緋衣五位浅緋衣六位深緑衣七位浅
緑衣八位深縹衣初位浅縹衣 ○ 延喜弾正式

青色ハ主上褻
の御服にて
蔵人給ハりく
きるなり但主上
着御乃日ハ
不用なるへし
なるなり

曰凡大臣帯二一位者朝服著深紫諸王二一位以
下五位已上諸臣二一位三位並著中紫○同式
曰凡六位七位朝服同著深緑八位初位共服
深縹○同式曰凡綾者聴用五位已上朝服六
位以下不得服用
六位の中なる色ある人ハまへなくみとく
花 六位乃蔵人の麹塵の袍と青いろとも云なり
愚 青色或号麹塵或稱青白橡○延喜縫殿寮式
曰青白橡綾一疋苅安草大九十六斤紫草六

な文のあてろふ
れハ五位の廷
尉の従とけえ
より

斤。灰三石。薪八百四十斤。帛一疋。苅安草大七十
十二斤。紫草四斤。灰二石。薪六百六十斤○餝
抄曰青色天皇著御文同黄櫨染竹桐鳳凰中謝藏人著
之所雑色御袰前駈著之拝領之由欲藏人被
聴禁色之時先著御衣等其意也仍件色相傳
古物也

らしきよをれおしすけりて
花 衛府のともみな赤衣をきたるなり
愚 衛府佐相當從五位上也服制五位淺緋衣



ぬひ物ハ繍物也
くゝりぞめハ纐
纈なり

仁安元年十月
十日兵範記ニ
蒲萄染打狩衣
袴に多くの糸
をもて芦ニ水の
文をぬひたるを
。蘓芳村濃狩衣
袴ニ菊花をつけ
を萠黄の狩衣
袴に多くの絲
をつけ麹塵乃
狩衣袴ニ黄の
九文をぬひ紫

○せうや
いろくれなゐをとものつゞくしさぬひ物
くゝりぞめ
河 狩衣をぬひ物桃花蘂葉同之とものくゝりぞめともする
なり又おりものの紋も有之
愚 狩衣○細流ニ曰狩衣ハ面布にてうら絹なり布ニモ限ヘカラス但裏ハアルナリ
むかしハぬひ物なとをもするなり。又くゝりぞめ
ぞめをてするもあり。當時ハ素襖をあとゝて着する
ハ此ころの紋のうへのきぬをきる物なり

の綾乃狩襖袴
に鶴の文とおい
よろすみえてあり
以敷にもふと
あつせり

源氏男女装束抄上終